

尾鷲市産業振興促進計画

令和2年2月27日作成

三重県 尾鷲市

1 総論

(1) 計画策定の趣旨

尾鷲市は、三重県南部地域の中央に位置し、東は黒潮の流れる熊野灘に臨み、北は紀北町、南は熊野市、西は大台山系を境に奈良県に接し、背後は紀伊山地の山々に囲まれている。

こうした地理的な条件から、南から湿った空気が流れ込みやすく、年間を通して温暖多雨で、全国でも有数の年間降水量を誇る。一方で、晴天時も多く、空気の透明度の高さから天文台も設置されている。

人口は約17,000人、面積は約193km²を有し、うち約92%が山林である。

また、人口のうち生産年齢人口率は48.0%、高齢化率は43.3%で高齢化が進行している。人口動態においては、昼間人口が夜間人口を上回る流入超過が続いている。

産業は、紀伊山地と太平洋に抱かれた豊かな自然環境、温暖多雨な気候と黒潮によってもたらされる自然の恵みを受け、古くから林業、漁業とこれらに関連する加工業で栄え、近年は、臨海部に立地する石油火力発電所やその関連企業、地の利を活かした製造業、観光宿泊業などで栄えてきた。

しかしながら、約50年にわたり徐々に人口が減少してきており、これまでも、さまざまな対策を行ってきたが、過疎・少子高齢化に歯止めをかけることはできず、経済活動の縮小による企業の撤退や商店の閉鎖などが続いている。

このような中、約半世紀にわたり地域経済を牽引してきた中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所が平成30年12月末をもって廃止されることとなり、さらに経済活動の縮小の懸念が生じたが、中部電力から、発電所跡地において新たな地産地消エネルギーを中心とした地域活性化モデルを本市とともに検討したいとの提案が出された。

そこで、中部電力と本市との間で新たな「地域協定」を締結し、この協定のもと発電所跡地での具体的な事業を検討するべく、中部電力・尾鷲商工会議所・本市の三者、そして、オブザーバーに三重県、三重大学に参画いただきながら「おわせSEAモデル協議会」を設置し、産業の振興、雇用の創出、集客交流人口の拡大を目指し協議を続けている。

次に、観光面においては、風光明媚な景観や熊野古道に代表される古くからの歴史と伝統・文化を併せ持ち、平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道として「熊野古道」が世界遺産登録されたことをはじめ、海・山の豊かな自然、海洋深層水、食文化といった本市ならではの魅力があり近年では多くの外来客が訪れている。

この資源や魅力を活用し、市民と行政が力を合わせ、共に知恵を出し合い、また、外部（産学、来訪者など）の協力を得ることで、まちに活気を取り戻し、市民や訪れる人々が幸せや心の豊かさを得られるまちにしていくことが大切である。

さらに、尾鷲市の特性を活かした企業誘致などにより雇用を創出し、市民一人ひとりが日頃の生活に満足し、豊かさを実感できる取り組みも重要である。

こうした現状を踏まえ、産業振興に向けての本計画を策定し対策を講じて行くことが求められていることから、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定しているが、同計画の期限到来に伴い新たに計画を作成するものである。

（2）前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成27年度に認定された尾鷲市産業振興促進計画（平成27年4月1日～令和2年3月31日。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業促進を促進しようとする取組】

<市>

- （ア）尾鷲市企業助成条例による助成措置（尾鷲市内における企業（物品の生産、加工工場又は産業振興に寄与すると認められる施設）の新設又は増設に対して助成金の交付等措置を行う。）
- （イ） 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例
- （ウ） 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例
- （エ） 尾鷲市海洋深層水の使用料の減免措置（みえ尾鷲海洋深層水（尾鷲市三木崎沖水深415メートルの海洋深層水をいい、海水淡水化装置により脱塩又は濃縮した海洋深層水を含む。）の分水に対して、深層水の利用促進上必要があると認められるとき、使用料の減免措置を行う。）
- （オ） 上記制度の広いPR

<県>

- （ア） 企業投資促進制度の活用及び周知
- （イ） 地方税（県税）の不均一課税の活用及び周知

<関係団体等>

- （ア） 商工観光分野：特産品開発及び地場製品のPR、観光プログラムの開発・情報発信

【目標】

	平成27年から令和2年までの目標増加数	
	新規設備投資事業者数	新規雇用者数

製造業	1	5
旅館業	1	5
農林水産物等販売業	1	5
情報サービス業	1	5

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

業種	新規設備投資事業者数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	0	0
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業	0	0

【成果及び課題】

税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (ア) 基幹産業である農林水産業の振興と経営の安定化に向け、生産基盤の整備、後継者や担い手の育成・支援に取り組む。
- (イ) 農商工等連携によって地域資源を生かしたブランド化や地域食材の流通、利活用の拡大に取り組む。
- (ウ) 地域資源を活用した企業・事業誘致の推進をはじめ、新たな起業の支援に取り組む。
- (エ) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進。

2 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は尾鷲市全域とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農林水産業の現状として、地域の産業の特性は、豊かな自然環境等地域資源を活かし、古くは、江戸時代より尾鷲ヒノキを中心とした林業を基盤産業として栄えてきており、住

宅向けの製材業や木工製品製造業など加工業も盛んで、これらが地場産品の中心をなしている。

一方で、熊野灘の豊かな魚介類等を活かした水産業及び干物やからすみ等の水産加工業も盛んであり、裾野の広い産業が営まれている。

また、平成24年海面養殖経営体数が27体、魚類養殖生産額は約16億円となっているが、第1次産業の持続的発展に向けて、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成が求められている。

(2) 商工業（製造業を含む）

商工業の現状は、農商工連携・6次産業化などをキーワードとして、産業振興を進めており、地域資源として、平成18年4月より三木埼沖水深415メートルから「みえ尾鷲海洋深層水」の取水・分水を開始し、尾鷲市が整備した海洋深層水活用型工業団地には、みえ尾鷲海洋深層水の取水・交流施設である「アクアステーション」や、隣接地には廃校となった旧古江小学校の校舎を再利用した製塩工場が立地している。

また、平成31年刊三重県統計書（表2）によると、製造業に関するデータで三重県全体に占める割合は、製造品出荷額等は0.1%、付加価値額も0.1%、事業所数は0.7%、従業者数は0.3%となっている。

具体的な業種別の数値（表3）を見てみると、「食料品製造業」においては、製造業全体に占める事業所数の割合は40.00%（12事業所）、従業者数の割合は61.28%（326人）、製造品出荷額の割合は79.34%（110.2億円）となっており、食料品製造業が当地域の製造業の中で高いウエイトを占めており、「木材・木製品製造業」においては、製造業全体に占める事業所数の割合は16.67%（5事業所）、従業者数の割合は6.20%（33人）、製造品出荷額の割合は3.04%（4.2億円）となっている。

こうした状況の中で、本市の産業を今後も持続的に成長発展させていくために、「おわせSEAモデル」構想の実現を中心に、新規の企業立地など既存の施策による産業の集積を促進することが課題である。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報通信業の現状については、これまで目立った企業の進出はないものの、市全域にCATV網を整備しており、情報産業は有望分野と言え、市内への新たな産業進出の促進が必要である。

(4) 観光（旅館業を含む）

観光の現状は、平成16年7月の「熊野古道」の世界遺産登録を機に観光客が年間約33万人を超える来訪者があり、関連観光施設である「三重県立熊野古道センター」や「夢古道おわせ」の開設も相俟って、観光関連産業の活性化の気運も高まっている。

しかし、昭和39年より中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所が稼働し、関連事業所をはじめ、火力発電所関連のビジネス客やメンテナンス業者向けのビジネスホテルなども含め、中核的な産業となっていたが、同発電所の廃止の影響に伴い、旅館業全体の停滞が危惧される。

今後は、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するために、観光入込客数の受け入れ体制の強化が必要である。

5 計画区域において振興すべき業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独または連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組	説明
後継者対策事業	漁業従事者の後継者対策を行う。
尾鷲産材の普及及びPR事業	PR活動・情報発信の充実により、尾鷲ヒノキのブランド力を向上させることで販売力を強化していく。
新たな地域資源の確保	「おわせSEAモデル」構想の実現により、広域ごみ処理施設や木質バイオマス設備を整備し、そこから発生する排熱を利用した陸上養殖・農産物の栽培を行い、新たな地域資源となり得る魚介類及び藻類等の養殖や高付加価値が期待できる農産物の栽培を目指す。

実施主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業体験教室等の後継者対策の実施。 ・ PR活動・情報発信による販路開拓・消費拡大に向けた取り組みの実施。 ・ 「おわせSEAモデル」構想の実現に向けた協議の推進。
尾鷲観光物産協会	観光プロモーションと連携した地場産品のPRを実施。

(2) 商工業（製造業を含む）

取組	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口を設置し、創業支援を行う。
企業の創出・誘致	「おわせSEAモデル」構想の実現により、広域ごみ処理施設、木質バイオマス発電所の整備を目指す。

	また、そこから発生する熱を中心としたエネルギーを、一次産業に利用することで、新たな産業を創出する。
実施主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の融資・補助制度の実施。 ・創業相談窓口の設置。 ・「おわせSEAモデル」構想の実現に向けた協議の推進。
尾鷲商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・市の融資・補助制度の斡旋。 ・創業に係るセミナー・相談会等の実施。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組	説明
企業の創出・誘致	「おわせSEAモデル」構想の実現により、企業にとって魅力ある開発地訴求を実施することで、開発コンセプトに合致した企業誘致を行う。

実施主体	主な役割
市	「おわせSEAモデル」構想の実現に向けた協議の推進。

(4) 観光（旅館業を含む）

取組	説明
観光振興事業	市は関係団体と連携し、夢古道おわせ等も活用しながら、本市の魅力を情報発信し観光振興を図ることで、観光施設やまちなかでの滞留による地域経済活性化につなげていく。
ホテル・旅館等の受入体制の充実	宿泊に対応できるホテル、旅館の施設整備を行うなど、その充実強化を図る。
集客交流人口の創出	「おわせSEAモデル」構想の実現により、市民や観光目的で訪れる来訪者まで広く活用される施設及び集客交流拠点の整備を目指す。

実施主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催や着地型観光ツアーの実施。 ・まちなかの食の魅力づくりなどを通じて、熊野古道の来訪者等をまちなかに誘客することで、新たな来訪者やリピーターの拡大、滞在時間延長による市内での消費拡大に繋げ、地域の活性化を図っていく。 ・「おわせSEAモデル」構想の実現に向けた協議の推進。
尾鷲観光物産協会	・観光案内サービスを実施し、リピーターを含めた観光客増加につなげる。

	・ホテル・旅館等の受入体制の調整。
--	-------------------

(5) 共通

取組	説明
租税特別措置の活用 促進事業	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知・相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続・拡張を支援する。

実施主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置・地方税の不均一課税の実施。 ・尾鷲市企業助成条例による助成措置（尾鷲市内における企業（物品の生産、加工工場又は産業振興に寄与すると認められる施設）の新設又は増設に対して助成金の交付等措置を行う。） ・尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例 ・尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例 ・尾鷲市海洋深層水の使用料の減免措置（みえ尾鷲海洋深層水（尾鷲市三木崎沖水深415メートルの海洋深層水をいい、海水淡水化装置により脱塩又は濃縮した海洋深層水を含む。）の分水に対して、深層水の利用促進上必要があると認められるとき、使用料の減免措置を行う。） ・上記制度を広くPRするとともに、国税における租税特別措置（割増償却）の活用を促すことで、企業誘致や新たな設備投資の促進を図る。 ・Web媒体・情報媒体による情報発信。 ・税務・企業誘致の部署窓口年半島税制に関する周知資料を常備し、相談事業者に対して、口頭による制度説明及びチラシを提供する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・企業投資促進制度を活用し、成長産業分野やマザー工場、研究開発施設などの付加価値の高い拠点誘致と設備投資の促進を図っており、誘致活動において租税特別措置を併せて案内することにより活用を推進している。 そのなかでも、本市を含む地域（※）については、県の北勢、中勢地域に比較して要件が緩和された「地域資源活用型産業等立地補助金」を設けており、地域資源を活用した企業誘致や設備投資の積極的な促進により地域産業の活性化に寄与する。 ・県が実施する地方税の不均一課税の取り扱いについては、県ホームページに情報を掲載するとともに、制度説明用パンフレットを作成し、県内8か所すべての県税事務所窓口で配布するなど、周知を図っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・県産業振興部局と税務担当部局が連携して、三重県内で企業向けに実施する各種支援制度にかかる説明会などの場も新たに活用して、引き続き制度活用に向けた普及啓発を積極的に行っていくこととしている。 ※尾鷲市・伊勢市・羽市・志摩市・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
尾鷲商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・会員への制度の斡旋。 ・各種企業向けセミナー等での制度の周知。

7 計画の目標

(1) 設備投資の活性化に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規設備投資件数 (件)	3 件
--------------	-----

※税制適用企業数

(2) 雇用・人口に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規雇用者数 (人)	30 人
------------	------

※税制適用企業における新規雇用者数

(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)

①Web 媒体等による情報発信	市のHPにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、年に2回、市広報誌・SNS等において当該ページを活用して事業者へ情報発信をする。
②事業者への直接周知	<ul style="list-style-type: none"> 税務・企業誘致の部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常備し、相談事業者に対して、口頭による制度説明及びチラシを提供する。 償却資産の申告案内書等を市内業者に対して送付する際に、年に1回半島税制の周知資料や申請関係書類を同封することで周知を図る。
③説明会の実施	商工会議所等と連携し、年に1回、これら関係団体のビジネスセミナーといった各種セミナーにおいて、説明会などを実施する。

8 計画評価・検証の仕組み

計画の最終年度においては、半島税制等各支援措置の適用の継続性の確保の観点から、特段の支障のない限り、計画の更新を行うこととし、更新にあたって、更新前の計画の目標の達成状況について、PDCAの観点から、庁内担当部局や関係団体等による適切な評価を行い、次期計画に反映させることとする。

9 参考資料

(表1) 産業別就業者数(15歳以上)に関するデータ

産業分類		尾鷲市		三重県		構成比 (対三重県)
		従業者数(人)	構成比	従業員数(人)	構成比	
総数		8,159	100.0%	872,773	100.0%	0.9%
第1次	農業	125	1.5%	24,371	2.8%	0.5%
	林業	41	0.5%	1,016	0.1%	4.0%
	漁業	356	4.4%	5,842	0.7%	6.1%
	小計	522	6.4%	31,229	3.6%	1.7%
第2次	鉱業	28	0.3%	460	0.05%	6.9%
	建設業	772	9.5%	60,912	7.0%	1.3%
	製造業	782	9.6%	209,004	23.9%	0.4%
	小計	1,582	19.4%	270,322	31.0%	0.6%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	88	1.1%	4,807	0.6%	1.8%
	情報通信業	57	0.7%	9,449	1.1%	0.6%
	運輸業、郵便業	272	3.3%	46,653	5.3%	0.6%
	卸売業、小売業	1,416	17.4%	126,075	14.4%	1.1%
	金融業、保険業	233	2.9%	18,573	2.1%	1.3%
	不動産業、物品賃貸業	81	1.0%	10,394	1.2%	0.8%
	学術研究、専門・技術サービス業	139	1.7%	20,004	2.3%	0.7%
	宿泊業、飲食サービス業	507	6.2%	47,328	5.4%	1.1%
	生活関連サービス業、娯楽業	260	3.2%	31,374	3.6%	0.8%
	教育、学習支援業	440	5.4%	38,725	4.4%	1.1%
	医療、福祉	1,329	16.3%	102,406	11.7%	1.3%
	複合サービス事業	132	1.6%	8,959	1.0%	1.5%
	サービス業(他に分類されないもの)	494	6.1%	48,295	5.5%	1.0%
	公務(他に分類されるものを除く)	547	6.7%	28,927	3.3%	1.9%
	小計	5,995	73.5%	541,969	62.1%	1.1%
分類不能の産業		60	0.7%	29,253	3.4%	0.2%

出典：平成27年国勢調査

(表2) 製造業に関するデータ

項目	単位	尾鷲市	三重県	構成比
面積	ha	192.71	5,774.41	3.3%
人口	人	17,237	1,798,886	1.0%
製造品出荷額等	億円	138	108,985	0.1%
付加価値額	億円	34	29,386	0.1%
事業所数	所数	30	4,070	0.7%
従業者数	人	532	192,100	0.3%

出典：三重県「平成31年刊 三重県統計書」

(表3) 製造業に関するデータ

(金額単位：万円)

		事業所数	割合	従業者数	割合	製造品出荷額等	割合
	合計	30	-	532	-	1,389,629	-
09	食料品	12	40.00%	326	61.28%	1,102,537	79.34%
10	飲料・たばこ	3	10.00%	59	11.09%	123,804	8.91%
11	繊維	2	6.67%	20	3.76%	X	-
12	木材・木製品	5	16.67%	33	6.20%	42,203	3.04%
13	家具・装備品	1	3.33%	9	1.69%	0	0.00%
14	パルプ・紙	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
15	印刷	1	3.33%	6	1.13%	X	-
16	化学	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
17	石油・石炭	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
18	プラスチック製品	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
19	ゴム製品	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
20	皮革	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
21	窯業・土石	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
22	鉄鋼	1	3.33%	7	1.32%	X	-
23	非鉄金属	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
24	金属製品	5	16.67%	72	13.53%	96,374	6.94%
25	はん用機械	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
26	生産用機械	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
27	業務用機械	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
28	電子部品・デバイス	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
29	電気機械	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
30	情報通信機械	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
31	輸送用機械	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
32	その他	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

出典：三重県「平成31年刊三重県統計書」